

入札要項書 (仕様書説明事項)

記

1. 入札に付する事項

工事名	福富医院新築工事
工事場所	岐阜市安食1丁目86番2、87番1、87番3
工事期間	契約締結の日から 令和3年9月30日まで

2. 現場説明又は仕様書閲覧の日時、場所

日時	令和2年10月20日(火) 13時00分～16時00分
場所	有限会社 大建met(担当:布村)

3. 入札を行う日時及び場所

日時	令和2年 11月 2日(月) 14時00分
場所	福富医院 3階会議室 岐阜市安食1228番地 TEL 058-238-8555 FAX 058-238-8556

4. 参加申請

入札に参加を希望する者は令和2年10月19日12時00分までに入札参加資格確認申請書(様式1)を福富医院まで持参又はFAXにて提出すること。資格があると認められた者へは、令和2年10月19日17時00分まで一般競争入札参加資格確認通知書をe-mailにて送信する。
--

5. 質疑の受付回答

受付期間	令和2年10月23日(金) 15時00分まで
提出方法	(有)大建metにe-mailにて送信して下さい。送信先: nu@netmet.jp 質疑のなき場合もその旨を送信のこと。
回答時期	令和2年10月24日(土) 10時00分まで
回答方法	e-mailにて回答する

6. 入札方法

- (1) 郵便または電信による入札は認めません。
- (2) 入札書に記載する金額(以下「入札書記載金額」という。)
入札書記載金額は消費税を含まない金額を入札書に記載してください。
(様式はA4判)

7. 開札を行う日時及び場所

- (1) 開札は入札後直ちに上記3の場所において、入札者の立会いのうえ行います。
- (2) 開札の結果、予定価格に110分の100を乗じて得た価格(以下「入札比較価格」という。)の範囲内の価格の入札書の提出がないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、再度入札を2回行っても落札者がいないときは、改めて入札をすることがあります。

8. 落札者の決定方法

(1) 入札書記載金額が、入札比較価格の範囲内で最低のものを落札者としますが、落札価格は入札書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てます）とします。

(低入札調査基準価格 有 ・ 無)
(最低制限価格 有 ・ 無)

(2) 落札となるべき入札書記載金額が複数あるときは、くじによって落札者を決定します。なお、この場合においては、くじを引くことを辞退することは出来ません。

9. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 免除
(3) 契約に係る連帯保証人 要 ・ 不要

10. 入札の無効に関する事項

次の各号の1に該当する場合は、その入札は無効とします。

- (1) 入札者が同一事項に対し、2以上の入札をしたとき。
(2) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
(3) 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
(4) 入札書に記名押印がないとき。
(5) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
(6) 入札参加資格を有しない者が入札したとき。
(7) その他医療法人社団 英集会があらかじめ指定した事項に違反したとき。

11. 入札又は開札の中止による損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときはこれを中止します。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

12. 落札の無効に関する事項

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。

13. 委任状

代理人が入札するときは、必ず委任状を提出すること。

14. 支払い条件

原則として以下の通りとし、契約締結時に発注者と落札者との協議により決定します。ただし岐阜県からの補助金及び借入れ等の都合により多少支払時期が前後することがあります。

- (1) 契約時から着工時 落札価格の3割
(2) 中間時 落札価格の4割
(3) 完成引渡し時 落札価格の3割

15. その他

(1) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することは出来ません。

(2) 再度入札に付した場合は、前回の最低入札書記載金額と同価格以上の入札書を提出することはできません。

(3) 入札にあたっては仕様書及び契約約款を了知しておいてください。

(4) 落札決定から契約を締結するまでの間に、落札者が次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、落札決定を取り消すことがある。

ア 岐阜市から指名停止等の措置を受けたとき。

イ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。

ウ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、若しくは同委員会から告発されたとき、又は落札者である個人（法人の場合にあつては、その役員及び使用人を含む）が逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

エ 落札者である個人（法人の場合にあつては、その役員及び使用人を含む）が、刑法（明治40年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(5) 見積に要する費用・工事契約に要する費用・諸官庁手続きに要する費用は請負者負担とする。